

民法 採点基準

問題1（10点）

- ・定義（6点）：原始的不能とは、契約目的物の滅失など、契約締結前の時点で、後に締結される契約上の債務の履行不能がすでに生じている状態のこと
- ・条文（2点）：412条の2第2項
- ・その他（2点）：原始的不能な契約の有効性、不能につき帰責事由のある債務者は債務不履行責任（415条）を負うなど

問題2（15点）

- ・問題の所在（3点）

Xは売買契約上の請求として、甲不動産の明渡しおよび所有権移転登記手続に協力するよう請求できるか。

請求できない場合、117条を根拠に履行請求として甲不動産の明渡しおよび所有権移転登記手続に協力するよう請求できるか、あるいは損害賠償を請求できるか。
- ・規範定立
 - Yが本人として追認拒絶することは信義則に反しないこと（3点）
 - Aの117条責任はYに相続されること（2点）
 - 117条責任の要件論（とくに117条2項2号）（4点）
- ・あてはめ・結論（3点）

Xには過失があるが、Aが悪意であること

Xは、甲不動産の明渡しおよび所有権移転登記手続に協力するよう請求できないが、損害賠償として履行利益の賠償を請求できる。